

令和5年度三重県公営企業会計（病院事業庁）決算審査意見書

令和5年度決算に係る資金不足比率（企業会計分）審査意見書

概要説明

令和6年10月

三重県監査委員

令和5年度三重県公営企業会計（病院事業庁）

決算審査意見書 概要説明

令和5年度の病院事業庁関係の決算審査につきましては、去る9月6日付けで、知事あてに意見書を提出しましたので、その概要についてご説明申し上げます。

第1 審査の概要（意見書 1頁）

審査の対象は、病院事業庁が経営する令和5年度三重県病院事業会計です。

決算の審査は、知事から審査に付された決算書の内容について、

- (1) 決算諸表が、地方公営企業法その他関係法令に則り、三重県病院事業庁会計規程及び会計事務手続等の諸規程に基づき適正に作成されているか
- (2) 決算の計数は正確であるか
- (3) 決算諸表は、経営成績及び財政状態を適正に表示しているか
- (4) 予算は、計画的かつ効率的に執行されているか
- (5) 事業経営は、常に経済性の発揮及び公共の福祉を増進するよう運営されているか

などを重点に、会計諸帳票、証拠書類との照合精査を行うとともに、必要な資料の提出を求め、関係当局の説明を聴取し、併せて定期監査、例月出納検査等の結果を参考に、慎重に審査を行いました。

第2 審査の結果及び意見（意見書 2頁）

1 審査の結果（意見書 2頁）

「審査の結果」につきましては、「第1 審査の概要」のとおり審査した限りにおいて、決算その他関係書類が法令に適合し、かつ正確であるものと認められます。

また、事業の経営につきましては、意見とした点以外は、概ね適正に行われていましたので、「審査の意見」について、ご説明申し上げます。

2 審査の意見（意見書 2頁）

(1) 令和5年度決算と中期経営計画の推進について

（意見書 2頁）

令和5年度病院事業会計については、新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」という。）の5類感染症への移行等に伴う入院収益の増加により医業収益は増加しましたが、感染患者受入れのための病床確保に係る国からの交付金が大きく減少したため、経常損益は、前年度に比べ約5億7,116万円悪化し約4,812万円の経常損失となり平成30年度以来の赤字となりました。

純損益については、長期前受金の収益化額の精査により約29億3,762万円の特別利益が計上されたことから約28億8,950万円の純利益となり、累積欠損金は約43億9,959万円まで改善していますが、患者数が新型コロナ発生前までは回復していないことや医師不足も継続していることなどにより、中期経営計画における成果目標の達成状況は改善されていないなかで、病床確保に係る交付金が令和6年度から皆減となることから、今後、医業収益の回復の遅れにより累積欠損金が再び拡大することが懸念されています。

県民の求める医療を着実に推進するとともに地域に必要な医療提供体制の確保を図るため、令和5年度末に新たに「三重県病院事業庁 中期経営計画（令和6年度～9年度）」を策定し、6年度から目標達成に向けて取組を進めているところであり、今後も医療サービスを継続的かつ安定的に提供していくため、魅力ある病院づくりを進めて医師の確保に取り組むなど、診療体制の充実を図りながら医業収益を確保するなど健全な経営に努められたい、と意見しています。

ア こころの医療センター（意見書 5頁）

入院患者数の増加により医業収益は約 6,170 万円増加しましたが、病床確保に係る国からの交付金の大幅な減少により医業外収益が約 6億 4,105 万円減少したため、経常損益は、前年度に比べ約 5億 4,427 万円悪化し約 9,437 万円の経常損失となり令和元年度以来の赤字となりました。

新型コロナの 5 類感染症への移行後、社会経済活動は正常に戻りつつありますが、患者数が新型コロナ発生前まで回復していないことに加え、病床確保に係る交付金の皆減により収支の悪化が懸念されるなかで、引き続き経営改善プロジェクトの取組を中心に、医療ニーズに対応した病棟の見直し等に努めているところであり、患者数の確保や診療単価の向上等により収益の増加を図るとともに、コスト管理の徹底により費用の削減を図るなど、一層の経営改善に努められたい、と意見しています。また、医師不足が継続しているため、県民の求める医療が着実に提供できるよう大学等への派遣要請を継続するとともに、魅力ある病院づくりを行うことにより医療従事者の確保や定着に努められたい、と意見しています。

令和 6 年 2 月に災害拠点精神科病院の指定を受けるとともに、3 月には新興感染症対応のための医療措置協定を締結しているところであり、今後も災害発生時や新興感染症の拡大時においても精神科医療の中核病院として役割を果たしながら、精神科救急・急性期医療及び認知症治療、依存症治療等の専門的医療を提供するとともに、「入院医療中心から地域生活支援中心へ」という精神科医療の方向性を踏まえ、多様な医療ニーズに応じたきめ細かなサービスの提供に努められたい、と意見しています。

イ 一志病院（意見書 5頁）

新型コロナの 5 類感染症への移行後も外来患者数は回復していないことなどから医業収益は減少し、給与費や減価償却費等の医業費用も増加したため、経常損益は前年度に比べ約 4,591 万円悪化したものの、平成 25 年度から 11 年連続の黒字となる約 8,476 万円の経常利益となり、一志病院における累積欠損金は解消されています。

令和 5 年 10 月には在宅復帰を支援するため地域包括ケア病床の運用を開始したところであり、今後も引き続き公立病院としての役割を果たしていくことができるよう、訪問診療等の在宅療養支援、

住民健診等の予防医療の取組等、地域のニーズに沿った医療を幅広く提供しながら収益の増加を図るなど健全な経営に努められたい、と意見しています。

また、総合診療医を中心としたプライマリ・ケアの実践により地域に最適な医療サービスを安定的に提供しながら、総合診療医やプライマリ・ケアエキスパートナース等の地域に貢献する医療人材の育成に取り組みたい、と意見しています。

ウ 志摩病院（意見書 6頁）

令和5年度は、指定管理者制度による第2期指定管理期間の2年目となり、前年度に引き続き新型コロナ対策に積極的に対応しつつ、地域のニーズに応じた診療機能の充実、医師の確保等に取り組んでいますが、新型コロナの5類感染症への移行後も、入院患者数は前年度より増加したものの新型コロナ発生前までは回復していないなか、病床確保に係る国からの交付金の大幅な減少により指定管理者の経常損益は令和元年度以来の赤字となりました。

第2期指定管理期間に係る「三重県立志摩病院の管理運営に関する基本協定」（以下「基本協定」という。）では、政策的医療交付金により、必要な診療機能の確保による良質で満足度の高い医療の安定的・継続的な提供を求めているほか、経営努力によってもなお不採算となる特定診療科については、県の地域医療確保交付金制度により診療機能が維持できるよう支援することとしています。

病床確保に係る交付金が皆減となることも踏まえ、引き続き基本協定に基づき、志摩地域の中核的な医療機関として安定的・継続的に医療が提供されるよう、指定管理者と十分な連携を図り、二次救急医療等の診療機能の充実、医師の確保等に取り組むとともに、経営努力によってもなお不採算となる特定診療科への支援など、診療機能を維持しながら経営改善が着実に進められるよう、指定管理者に対する指導や支援を行われたい、と意見しています。

(2) 未収金の回収と発生防止について（意見書 6頁）

令和5年度末における病院事業庁全体の診療費自己負担金の過年度未収金は、前年度に比べて約96万円減少し約4,988万円となっています。

令和5年度については、引き続き電話督促、催告書の送付、臨戸訪問等を行うとともに、回収困難案件については弁護士法人に回収

委託を行うなどにより、約 415 万円の過年度未収金を回収しています。一方、高額療養制度等の各種福祉制度の申請支援やクレジットカードによる収納等に取り組んでいますが、新たな未収金が約 348 万円発生しています。

このため、過年度未収金の早期回収に取り組むとともに、引き続き未収金の発生防止に取り組まれない、と意見しています。

令和5年度決算に係る資金不足比率（企業会計分）審査意見書

概要説明

令和5年度決算に係る資金不足比率の審査につきましては、去る9月6日付けで、知事あてに意見書を提出しましたので、病院事業庁関係の概要についてご説明申し上げます。

第1 審査の概要

知事から審査に付された令和5年度の決算等に基づく資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について、

- (1) 法令に照らし、財政指標の算出過程に誤りがないか
- (2) 法令等に基づき、適切な算定要素が財政指標の計算に用いられているか
- (3) 財政指標の基礎となった書類等が、適正に作成されているか
- (4) 財政指標の算定を行うに際して、客観的な事実に基づき、適切な判断が行われているか

などに重点を置き、決算書並添付書類及びその他の証拠書類と照合し、確認を行いました。

第2 審査の結果及び意見

資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも法令に適合しかつ正確であると認められ、資金不足は発生していないことを、ご報告申し上げます。

以上をもちまして、令和5年度三重県公営企業会計（病院事業庁）決算審査意見書及び令和5年度決算に係る資金不足比率（企業会計分）審査意見書の概要説明を終わらせていただきます。